

## 29 補正 補助事業の手引き 主な修正箇所一覧（6/29確定版以降）

平成30年7月12日現在

頁 / 該当箇所	修正前	修正後	摘要
11頁 /	補助事業終了後、取得財産等のうち、補助事業によって取得し又は効用が増加した～	補助事業終了後、取得財産等のうち、 <b>処分制限期間において</b> 、補助事業によって取得し又は効用が増加した～	文言追加
12頁 / -11	機械設備等の	機械設備等の	文言削除
33頁 / 第2条	交付規定第6条第2項	交付規程第6条第1項	文言修正
34頁 / 第10条	交付規定第6条第2項	交付規程第6条第1項	文言修正
35頁 / 第16条	交付規定第6条第2項	交付規程第6条第1項	文言修正
36頁 / 第19条	第17条第2項	第18条第1項	文言修正
46頁 / 経費明細表	クラウド利用費（ ）	クラウド利用費 <del>（ ）</del> （運搬費の次に移動）	文言修正
47頁 / （注3）	（注3）（注3）（注4）（注5）（注6）（注7）（注8）	（注3）（注4）（注5）（注6）（注7）（注8）（注9）	文言修正
47頁 / （注3）	（注3）合計のみではなく、「経費区分」ごとに記載してください。「経費区分」には上限が設定されているもの（外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）がありますのでご注意ください。	（注3）合計のみではなく、「経費区分」ごとに記載してください。「経費区分」には上限が設定されているもの（ <b>技術導入費</b> 、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）がありますのでご注意ください。	文言追加
47頁 / （注7）	（注7）「企業間データ活用型」「小規模型（設備投資のみ）」については、設備投資が必要です。また、「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ）」で補助上限額を増額した場合の「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。	（注7）「企業間データ活用型」「 <b>一般型</b> 」「小規模型（設備投資のみ）」については、設備投資が必要です。また、「企業間データ活用型」「一般型」 <b>「小規模型（設備投資のみ）」で補助上限額を増額した場合</b> の「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。	文言修正
52頁 / 経費明細表	クラウド利用費（ ）	クラウド利用費 <del>（ ）</del> （運搬費の次に移動）	文言修正
53頁 / （注3）	（注3）（注3）（注4）（注5）（注6）（注7）（注8）	（注3）（注4）（注5）（注6）（注7）（注8）（注9）	文言修正
53頁 / （注3）	（注3）合計のみではなく、「経費区分」ごとに記載してください。「経費区分」には上限が設定されているもの（外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）がありますのでご注意ください。	（注3）合計のみではなく、「経費区分」ごとに記載してください。「経費区分」には上限が設定されているもの（ <b>技術導入費</b> 、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費）がありますのでご注意ください。	文言追加
53頁 / （注7）	（注7）「企業間データ活用型」「小規模型（設備投資のみ）」については、設備投資が必要です。また、「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ）」で補助上限額を増額した場合の「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。	（注7）「企業間データ活用型」「 <b>一般型</b> 」「小規模型（設備投資のみ）」については、設備投資が必要です。また、「企業間データ活用型」「一般型」 <b>「小規模型（設備投資のみ）」で補助上限額を増額した場合</b> の「機械装置費」以外の経費については、総額で500万円（税抜き）までを補助上限額とします。	文言修正
55頁 / 様式第2	交付規定第6条第2項	交付規定第6条第1項	文言修正
55頁 / 様式第2	平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金に係る補助金交付決定通知書 1, 2のみ	3, 4, 5, 6項目を追加	文言追加
88頁 / 様式第12	交付規定第18条第4項	交付規程第18条第5項	文言修正
92頁 / 1. 欄内	補助事業実施年度末	補助事業実施年度末 <sup>1</sup>	文言追加
92頁 / 1. 欄外（1）	補助金交付申請時と現在の状況について会社全体の額を記入してください。	<b>補助金交付申請時と現在の状況について</b> 会社全体の額を記入してください。	文言削除